

報告

国連人権小委員会第五四会期報告

野上 典江

要約

それぞれ一〇〇余りの政府とNGOをオブザーバーに迎えた第五四会期国連人権促進保護小委員会は、二六人の専門委員を中心に三週間にわたり討議が進められ、三一の決議と一八の決定に結実した。会期前には、日本のアイヌや沖縄のNGOを含め一〇〇〇人を超す参加者を集めた同委員会下部組織の先住民作業部会や、新下部組織の社会フォーラムも開催され、その成果は同委員会に反映された。今会期では冒頭にロビンソン人権高等弁務官(当時)も指摘したように、反テロ措置問題、先住民作業部会の存続問題、社会フォーラムの発展問題等が随所で取り上げられたのが目立った。また、同委員会には門地差別や性的奴隷制等に関わる日本のNGOも参加し、委員会の成果に貢献した。

はじめに

夏の日差しを美しく反射するジュネーブ湖(レマン湖)を望む高台にあるジュネーブ国連欧州本部で、第五四会期国連人権促進保護小委員会(以下、人権小委と表記)は昨年七月二九日から八月一六日までの三週間にわたっ

て開催された。各、一〇〇余りの政府とNGOがオブザーバー参加した。二六人の委員の活発な議論、NGOの声明、政府の声明や返答を議題ごとに繰り返しながら、最終的には三一の決議と一八の決定が採択された。人権問題は五つに分けられ討議された。

ここでは、それぞれの議題ごとに印象深かった点などについて報告したい。

一 開会

開会では、メアリー・ロビンソン人権高等弁務官（当時）の人権小委では最後となるメッセージが述べられ、その力強いメッセージに多くの拍手が寄せられた。メッセージでは、二〇〇一年のダーバンで採択された反差別国際会議の行動計画と宣言の実施に向けて人権小委のよきな機関が貢献していくことが不可欠であること、二〇〇一年の九月一日の事件をうけ、反テロリズムの措置により人権の保護と促進に対する危険が増し、人権小委でテロと人権の関係を数年研究してきた特別報告者クアフアの作業文書や、非市民の権利の研究が重要な課題になつていくこと、昨年の第五八会期人権委員会ではその扱う課題が膨大になり、財源が縮小するなかで人権小委の影響力を最大化するために、政治化・イデオロギー化を避け高度な独立と清廉を保ち、質の高い分析を人権委に提供しなければならぬこと、人権小委は市民社会に開かれた、国連機関のなかでもユニークな機関であり、NGOの声を聞ける場を確保することが大事ななかで、人権小委の新しい下部組織である社会フォーラムの第一回の会合が開かれてこの確保が進んだことを歓迎するこ

と、が述べられた。

今会期では、議長ピネイロ氏（ブラジル）が選出され、副議長にザルギ委員（アルジェリア）、横田委員（日）、カタールシユキン委員（露）が選ばれ、デコー委員（仏）が報告者に選ばれた。

二 世界の人権侵害（議題二）

九月一日のアメリカへのテロ攻撃後の反テロ措置について、NGOから多くの意見があった。例えば、FIDHは、特にアメリカ、イギリス、ドイツ、中国、ロシアなどでパニック的な反テロのための抑圧的措置がとられていることを挙げた。多くの委員も懸念を表明し、例えば、ワルザジ委員（モロッコ）は、九月一日の影響で、安全のための抑圧的な法の制定や恣意的な警察活動から、外見や宗教による抑圧の犠牲者が多く出たことなどを指摘した。委員やNGOから注意が促された地域には、パレスチナ占領区、チェチェン、カシミール、スリランカ、チベットなどがあつた。現在の状況と将来の人権に関する決議（2002/2）では、すべての国家に、反テロ措置が国際法、特に人権の国際規範と義務に厳しく合致するべきこと、国際刑事裁判所の活動を妨げてはなら

ないことを求め、安保理の反テロ委員会でも反テロ措置と人権の尊重の問題を扱うように人権委員会が注意することを求めた。

特にアメリカの動きについて懸念する委員の意見も多くあったのは印象的だった。例えば、アイデ委員（ノルウェー）は、アルカイダに関係した疑いのある者に対するグアンタナモ米軍基地（キューバ）への収容、アメリカ軍兵士の平和維持活動に対する国際刑事裁判所の管轄からの免除の決定、拷問禁止条約選択議定書への反対などについて、人権の観点から非常に厄介な問題であると述べた。また、ハン普森委員（英）は、アメリカが「社会フォーラム」の開催を妨げようとしたことも指摘した。

委員が特に言及した問題には次のようなものがあった。ワイズブロット委員（米）は七〇万〜二〇〇万人といわれる女性や少女の人身売買の問題を取り上げ、ネパールからインドへ、ナイジェリアからイタリヤへの人身売買の流れと、両国間で適当な措置がとられたこと、そのほか、中・東欧からの人身売買、中東のラクダレースで子どもが乗り手になる危険の問題などへの対策の必要性を述べた。朴委員は、中国などに隠れている北朝鮮からの一〇万〜三〇万人の難民に対し国際社会からの手助

けが必要であることに注意を促した。これに対しては、北朝鮮政府、中国政府が返答権を行使して、そのような難民問題の存在を否定した。北朝鮮政府は、不法に越境する人々は出生地や親戚を訪ねるため、一時的な経済的苦境を乗り越えるため、あるいは一部は犯罪者で法的刑罰を恐れて逃げたもので、彼らは諜報機関にそのかされ「難民」として反北朝鮮の宣伝目的に使われていると主張した。中国政府はまた、本物の難民と不法な移民の区別する権利を保持していることを強調した。

政府代表の発言では、トルコが、憲法の修正をし、表現・思想の自由などを強化したことや拘留の環境改善をしたことを報告し、パキスタンは、女性とマイノリティの選挙への参加の努力と、女性への暴力や児童労働への取り組みなど、バレーン王国は、市長選で女性の選挙権と被選挙権が初めて行使されて、今度の議員選挙でも行使されることを報告した

また、緊急の問題として議長声明が出された。アメリカでのメキシコ国籍者の死刑執行に関するものである。この問題については複数のNGOが共同で注意を促していた。八月八日の議長声明では、アメリカ当局にテキサス州で死刑囚として一三年間服役したメキシコ国籍のメディナ氏 (Javier Suarez Medina) への死刑執行が八月一

四日に予定されていることに注意が促された。一九歳で判決が言い渡されたこと、弁明権が公判中に侵害されたこと、領事による外国籍の収監者の保護を保障する領事関係に関するウィーン条約（一九六三年）三六条に従っていないことが問題とされた。人権小委はアメリカ当局に執行の差し止め・見直しを求めた。メキシコ政府代表は、この議長声明を歓迎し、メキシコ政府が死刑廃止を重要視していること、メキシコ国籍の死刑囚に対し、外人の公正な裁判に必要不可欠である領事保護権の行使に努めていること、死刑の適用はウィーン条約の関係もあり問題であることを述べた。しかし、八月一五日午前には、議長よりメデイナ氏に死刑が一日に予定通り執行されたことが伝えられ、遺憾の意が表明された。メキシコ政府代表はメデイナ氏の権利の尊重へのサポートを国際社会に感謝し、メキシコ政府が死刑に反対であり、領事の保護の権利の尊重を今後も求めていくこと、人権小委の死刑に関する取り組みを引き続き支持することを述べた。

三 司法行政、法の支配と民主主義（議題三）

ザルギ委員が刑事裁判制度における差別に関する最終

作業文書 (E/CN.4/Sub.2/2002/5) を紹介した。九月一日以後の反テロ措置がその差別を拡大したこと、刑事裁判制度のなかで社会の最も脆弱なグループ、特に外国人、移民、不法移民、非市民（その者がいる国・地域またはあらゆる国・地域で市民権を持たない者をすべて含む）への差別の可能性のあるものは排除されなければならぬこと、発展途上国で脆弱な人々を守る難しさ、刑事裁判制度における差別の障害を指摘し、国家への建設的な助言が必要であること、裁判官も陪審も社会のなかに入り、社会の問題であることなどを述べた。各委員は彼女の報告を賞賛し、二〇〇一年九月一日のテロ攻撃の影響の問題と研究の継続・発展の必要性を唱え、人権小委はザルギ委員に対し、来期に予備的報告を、五六会期に発展報告を、五七会期に最終報告を求めた（2002/3）。ハン普森委員はイギリスでのステファン・ローレンス事件など制度的差別は深刻な問題であること、ワイズブルット委員は言葉の問題、例えばアメリカの移民裁判所では通訳が不十分であることも問題であること、ソブラジェ委員（インド）は、特赦と不処罰の差別的適用の問題を挙げた。FIDHは、チュニジアで弁護士に収監に公正な裁判手続きがとられなかったことや、九月一日後、アメリカで行われている軍事裁判について取り上げ

た。トルコ政府代表は、平時における死刑の適用を廃止する決定などの措置を紹介し、チュニジア政府は拘留期間の短縮などの措置をとったことを紹介した。NGOの日本弁護士連合会は、非嫡出子に対する差別や日本の最高裁が国際人権条約の履行の回避の傾向が顕著であることなどを指摘し、NGOのパックス・ロマーナは、一億六〇〇〇万のダリットに対して独立した司法が機能していないこと、ラオスでの恣意的な逮捕、失踪、拷問などの問題を取り上げた。

ジョイネ前人権小委専門委員 (Louis Joinet: 仏) が軍事法廷を通じた司法行政の問題に関する暫定報告 E/CN.4/Sub.2/2002/4 を紹介した。民間の裁判官・弁護士を入れ通常の裁判に移すことによつて、平時の軍事法廷の廃止、公正な裁判を受ける権利の確保などによつて脱軍事化しつつあり、勧告としては、軍事法廷は長期的には排除されるべきであること、人道法と合致させること、軍人に限ること、人道に対する罪を犯した者の場合は、国内の裁判所か国際刑事裁判所で裁かれるべきであること、軍事機密の制限と公開尋問の原則、弁明権の強化が必要であること、子どもを公判にかけないこと、死刑の廃止に努めることなどである。各専門委員からは、九月一日のテロ攻撃以降の公正な裁判の保障がないが

しろにされていること、パレスチナ人が軍事法廷にかけられていることなどがあげられた。ハンブソン委員は、軍事法廷は軍人にも適用されるべきであるが、その廃止の方向には同意しないと意見した。このテーマでは来期、デコー委員が最新版報告書を提出する (2002/103)。NGOの国際ペンが、レバノン、トルコ、イスラエル、ミャンマーの作家やジャーナリストが、軍事法廷により裁かれ重い刑に処せられていることに注意を促した。

四 経済・社会・文化的権利 (議題四)

1 飲料水・貧困

ギセ委員・特別報告者 (セネガル) は、飲料水への権利に関する予備的報告 (E/CN.4/Sub.2/2002/10) を発表した。現在、一五億人以上が、二〇一五年には三〇億の人々、世界の人口の半分が、安全な飲料水を得られないと推測されること、水道システムの民営化や多国籍企業による負の影響などがあること、高価であるために得られないことは水への権利の保障が十分ではないことなどを述べた。数人の委員が飲料水への権利を生命の権利であるとの認識を示した。プレエア委員 (ナイジェリア)

は社会的価格の適用を、オガソフ委員（ベラルーシ）はヨイロッパの川・湖・海の汚染やロシアのアラル海・バイカル湖などの問題もあることを指摘した。これについて、来期はギセ委員が発展報告書を用意する。

ベンゴア委員（チリ）からは、貧困と人権規範・基準の実施のための指導原則に関する予備的共同作業文書（横田委員、ギセ委員、ピネイロ委員、ベンゴア委員による）の報告E/CN.4/Sub.2/2002/15があった。極端な貧困と人権に関する宣言案に関する研究のための特別作業部会の作業予定を紹介し、極度の貧困は生命の権利の極端な侵害であり、グローバリゼーションが新しい形の貧困を生み出したこと、社会フォーラムでも国家間機関やNGOに意見を求めることなどを述べた。NGOはジェンダー・パースペクティブを入れることや教育への権利を含めるべきであることを述べた。これに関し五人による共同作業文書が来期提出される（決議2002/13）。

2 多国籍企業

多国籍企業の行動規律に関する会期中作業部会の議長・報告者のギセ委員が、第四回の会合の報告をした（E/CN.4/Sub.2/2002/13）。自由市場や民営化によっていくつかの国で経済発展が阻害されていること、多国籍企

業の行動の任意規則では十分でなく何らかの法的枠組みが必要であることで、委員らの意見は一致していた。ワイズプロット委員が、多国籍企業その他の民間企業の行動規範の大枠（前述の報告書のAnnex、E/CN.4/Sub.2/2002/WG.1/WP.1、E/CN.4/Sub.2/2002/WG.1/WP.1/Addを参照）を準備した。このなかで企業がとるべき行為について“Shall”（すべき）という最も強い表現を使っている。来期にはこの具体的な基準について、医薬品や特許も含め検討される（2002/8）。

3 社会フォーラム

一九九七年から人権小委で検討されてきた社会フォーラムが初めて開催された。NGO準備会合も開かれた。社会フォーラムは人権小委の直前の開催が予定されていたが、経済社会理事会の決定が遅れた（米・日・豪は開始に反対の行動をとった）ため開始が遅れ、人権小委の会期にずれ込んだ。一〇人の人権小委の専門委員、NGO、政府代表（主に発展途上国）、世界銀行などの国連機関が全体で八〇名ほど集まり、グローバリゼーションと人権、特に貧困の削減と食物への権利などをテーマに話し合われた。社会フォーラムでは、今までの国連機関にない参加者間の相互作用と抽象的ではなく実質的で建設

的な議論が期待される。経済社会理事会と協議資格を持つNGO、最も脆弱な南の草の根のグループ、若者のグループ、労働組合、研究者、政府代表、国連機関、国際機関、人権小委専門委員が集まり、今までアクセスできなかった、経済のグローバル化の負の効果に苦しんでいるグループがアクセスできる新しい場として、主に社会権の問題について具体的に建設的な議論の場として、今までにない全く新しい場として意義がある。この開催とその成果について、ロビンソン人権高等弁務官（当時）をはじめ多くの専門委員が一致して賞賛した。世界銀行の代表などもフォーラムで、また人権小委で議論に積極的に参加していたのは印象的であった。ベンゴア委員（社会フォーラムの議長・報告者）が社会フォーラムの報告書をまとめ（E/CN.4/Sub.2/2002/18）、NGOの意見も多く取り入れたこの報告書の見解と勧告は人権小委の決議2002/12で認められた。来期は、より南からのグループをはじめ様々なレベルの参加を期待し、グローバリゼーションと農村の貧困の関係、農民の権利などについて話し合う。

このほかこの議題では、人権と貿易・投資に関する決議（2002/11）で、国家やWTO、世界銀行、IMFなどが、その政策形成・実施過程で国際人権の義務と原則

に沿うよう具体的な勧告が示された。制裁やコンドエシヨナリティー（貸付条件）が適当ではないことを再び示した。ピネイロ委員が難民または避難民の住居と財産の返還に関する作業文書を紹介（E/CN.4/Sub.2/2002/17）し、住居と財産の返還が難民・避難民の自発的で安全で尊厳ある安定した帰還の権利の中心にあることを述べた。人権小委は国家がこの権利の自由で公正な確保に努め、効果的な法的行政的措置をとるよう求めた。ピネイロ委員を特別報告者に指名し、予備的報告を来期、発展報告を五六会期、最終報告を五七会期に求めた（決議2002/7）。また、グローバリゼーションと人権に関しては、ヴァンホフ特別報告者（オランダ）が来期の人権小委と人権委員会に最終報告を、ムボヌ委員（ナイジェリア）が汚職と人権に関する作業文書を来期用意することなどが決定した。

五 差別の防止（議題五）

1 アファーマティブ・アクション（AA）

ボッシュ特別報告者（Marc Bossuyt; ベルギー）がアファーマティブ・アクションに関する概念と慣行について

の最終報告書を紹介した (E/CN.4/Sub.2/2002/21)。A A によって差別が導かれてはならないこと、危機に瀕している者、特に就職・教育などに関して適用されること、一時的な措置であるべきことを強調した。A A の弱点は多数派の集団における下位の階層とマイノリティにおける上位の階層が利益を得られない場合があること、A A では機会の平等はより個人主義で受け入れられやすいが、結果の平等の概念に関してはより論争があること、就職や昇進で同等の資格を与えるために訓練の機会を与えることに反対意見はないこと、ジェンダーや人種などを理由に他の同等の資格の者より優先することも大体認められているが、資格の劣る者については議論があること、追跡調査もすべきであることなどを述べた。各委員からは、「A A が差別を生み出してはならない」という部分に不満の意見や、一時的な措置が現実的でない場合があること、報告書の A A への注意項目によって A A が不可能になること、貧しい国では多数派が不正に苦しんでおり、そのような状況での研究が必要であることなどが述べられた。ブラジル政府代表はアフリカに先祖を持つ人々の就業における A A 措置の適用を紹介した。人権小委は、この最終報告を歓迎し、これを人権委員会と人種差別撤廃委員会に送ること、公用語に翻訳されて配

布されることを求めた (2002/22)。

2 マイノリティ

アイデ委員・マイノリティ作業部会の議長報告者が、その八会期の報告 E/CN.4/Sub.2/2002/19 and Corr.1 を紹介した。今回はマイノリティの発展の権利を中心に取り扱ったが、社会フォーラムでも議論されるべきであること、次回は、国籍または民族、宗教、言語によるマイノリティの人々の権利宣言の実施のための行動規範の草案を作り、マイノリティの権利の保護促進のための国内機関との接触も図ることを紹介した。決議では、人権小委が、マイノリティの人々の権利に関する宣言の人権委員会による履行を監視したり、技術協力および行動規範の草案作成に協力する特別報告者といった特別手続きのメカニズムを作れるか吟味するよう勧告すること、人権高等弁務官事務所が、アジアをテーマにしたマイノリティ・セミナー、南北アメリカにおけるアフロ・デイセント (アフリカに先祖をもつ人々) のフォロワーシップセミナー、アフリカにおける多文化主義セミナーなどの開催を考慮すること、発展途上国からのマイノリティの代表と専門家の出席を可能にする任意信託基金が作られるべきであること、国家が、アフリカに先祖を持つ人々の状

況を改善するための必要な措置をとること、などが求められた。決議のなかの特別メカニズムや信用基金は、I M A D R、M R G、F I D Hの三つのN G Oが共同声明で人権小委に求めていたものだった。各委員は作業部会の成果を称えた。モトク委員（ルーマニア）は、先住民が土着であり固有の権利がある点マイノリティとは異なり、その先住民性は国家によって恣意的に決められてはならないものであり、定義が必要であることを主張した。アイデ委員は、地域で歴史が異なるため、それぞれに吟味することが大事であると述べた。アイデ委員のマイノリティに関する状況への平和的で建設的なアプローチの発展報告は延期され、来期提出される（2002/16）。N G Oの声明では、モルツカの人々、カシミール、パレスチナ、パキスタンのバローチ民族、バロチスタン州、インドのグジャラートで多くのイスラム教徒が殺された問題などが述べられた。

門地（Descent）差別の問題は、インドのカースト制度や日本の部落差別など全世界に同種の問題があることを背景に取り上げられてきている。今回、職業と門地に基づく差別に関する委員からの二回目のレポートが提出されなかった。担当のグネセケレ委員（Goonsekere; スリランカ）が再選されなかったためである。今会期では、

アイデ委員と横田委員（日）が来年の人権委で拡大作業文書を提出することが無投票で決定された（2002/108）。否定的と思われたソブラジェ委員も注意深く進めるべきと言いながらも決議案の共同提案者になった。フレイ代埋委員は、南アジアのカースト制度が北アメリカ、カリブ、ヨーロッパへの移民につながり、移民先でも同様の差別、例えば、アメリカでは結婚サービスでカーストの嗜好や、イギリスでは移民のダリットは他のカーストと違う寺院に行かなければならないなど、があること、アフリカでもソマリア、北東ケニア、セネガルなどで門地に基づいた差別が多く見られることを紹介し、研究の必要性を述べた。この問題では、日本の国際N G OであるI M A D Rをはじめ多くのN G Oの活躍と、今回並行して開かれていた人種差別撤廃委員会（条約機関、以下C E R Dと表記）との連携が注目された。N G Oは、人権委では複数のN G Oによる共同声明やロビーイング、C E R Dのテーマ別議論での重要な証言・意見表明などで活躍した。六一会期C E R Dのディアコヌ議長（Ton Diaconu; ルーマニア）とソーンベリー書記（Patrick Thornberry; 英）が人権小委に招かれ、C E R Dは国家が門地に基づく差別撤廃に関する政策を手助けすることが任務であること、概念的分析は人権小委で扱うことが

ふさわしいこと、更なる研究の必要性と文化の尊重は大
事だが差別は正当化されないこと、CERDでは門地
に基づく差別への一般勧告（寛容を強化する教育に焦点が
当てられる予定）を準備中であることを述べた。CER
Dのテーマ別議論にも四人の人権小委の委員（マルティ
ネス委員（キューバ）、ハンブソン委員、アイデ委員、ソフ
ラジェ委員）が参加し発言したりするなど、効果的な連
携が図られた。IMADRなど三つのNGOが共同の声
明で、低位カーストやダリット女性の問題、ネパール、
セネガル、日本、ソマリア、ケニアでの問題に注意を促
し、二〇〇一年ダーバンの反差別世界会議では、門地に
基づく差別を受けている集団の二〇〇を超える代表が集
まったことを振り返り、人権小委と人種差別撤廃委員会
での研究を求めた。

3 先住民

人権小委の開催前に第二〇回先住民作業部会が開かれ
た。この作業部会は、人権小委の委員、先住民のグルー
プの代表、政府代表、NGO、国連機関が集まり、今回
参加者は一〇〇〇人を超え、人権分野では最も規模の大
きいフォーラムとなった。先住民に関する常設フォーラ
ムや特別報告者の設置、そして、二〇〇三年には経済社

会理事会で先住民に関する組織の見直しがなされるとい
うことで、先住民のグループまた人権小委の委員におい
ても、作業部会存続のための努力がめだった。先住民作
業部会では、作業部会の位置づけと将来、先住民と発展
の権利、常設フォーラム・特別報告者との協力関係など
が議論された。人権小委では先住民に関連して五つの決
議と決定がなされた。先住民作業部会の議長・報告者と
してのダエス氏（ギリシャ）を賞賛し、彼女を作業部会
の終身名誉メンバーにすること（2002/107）、マルティ
ネス委員が作業部会の報告書（E/CN.4/Sub.2/2002/24）
を紹介した。特に見解と勧告を歓迎したほか、作業部会
の存続が強く訴えられた。作業部会の常設フォーラムや
特別報告者と異なる機能が強調され、これらと作業部会
の連携についての作業文書も求められた。先住民作業部
会の議長・報告者が常設フォーラムに出席し、作業部会
の報告書を提出することも求められた。これは人権小委
の決議となった（2002/20）。作業部会は来期、先住民と
グローバルイニシアティブをテーマに議論され、先住民に影
響を与える多国籍企業の活動のガイドラインを討議し、
マルティネス委員が作業部会と常設フォーラムの協力に
関する、横田委員が特別報告者と作業部会の方法に関す
る作業文書を用意する（2002/21）。このほか先住民の天

然資源に対する恒久主権の作業文書 (E/CN.4/Sub.2/2002/23) が、ダエス氏から報告された。ほとんどの国がその天然資源に対する主権を主張し、先住民の権利を部分的または全面的に否定していること、天然資源への恒久主権の原則は脱植民地化と民族自決の中核的原則であり、先住民に適用されるべきであることなどが述べられた。質疑応答では横田委員が「主権 (Sovereignty)」という用語を避け、所有権 (ownership, property) という用語を使ってはと提案した。主権という用語についての問題はアイデ委員やカタール・シユキン委員からも示された。ペンゴア委員は、ラテンアメリカでは天然資源について先住民に関連して争いが各所で発生していて、何らかの規制がなければ鉱物資源、石油、木材、海洋資源が略奪されてしまう恐れがあると、問題の緊急性を訴え、その権利の根拠と必要性を主張した。決議では、この報告が歓迎され、彼女が特別報告者として来期の人権小委で予備的報告を、その次の会期で最終報告を提出することが求められた (2002/15)。人権小委での NGO の声明では、グアテマラでは、一九七〇年代から九〇年代の半ばにかけて一〇万人を超える先住民が虐殺されたこと、ペルーでは、フジモリ大統領期に二〇万人を超える先住民女性が不妊治療を受けさせられたことに対し、大臣が

公的に謝罪したこと、先住民の権利宣言の草案について、それを阻害している国家があること、アメリカやカナダでの先住民政策の問題、作業部会の継続のための努力の要請などが述べられた。

4 非市民の権利

ワイズプロット委員が、非市民の権利の特別報告者によるその発展報告書 (E/CN.4/Sub.2/2002/25) を紹介した。二〇〇一年の九月一日のテロ攻撃以降のテロリズムの脅威からの非市民に対する措置の問題を特に挙げ、試験的な勧告では、引き続き非市民への差別的な取り扱いに対して非市民の権利に関する明確な包括的な基準が必要であること、条約機関が共同で一貫した非市民の権利の保護のための一般コメントと勧告が望ましいことを述べた。また、国際人権法では市民権の有無にかかわらず、すべての人が基本的な権利を持つことを前提としているが、区別を認めている部分も認められること、国家による市民権の必要条件に入学・在留における条件以上の自由裁量が見られること、国家が相互主義的な国籍に基づき入国・在留の認可を広げる可能性があることなどを述べた。数人の委員は、異なる取り扱いが許容される場合というアプローチに不満を述べた。特にヨーロッパ

評議会の反差別委員会等は非市民に関する判例を積み重ねており、その決定はヨーロッパに影響を与えていること、経済的権利に関する異なる取り扱いについてもその許容される範囲のより詳細な研究が求められること、なども述べた。ILOは、テロリズムの脅威で多くの国が非市民に対し深刻な否定的措置をとっていること、特に不法な移民についての取り扱いに優先的に注意を払わなければいけないことを述べた。ワイズプロット委員は今期の議論を踏まえ、最終報告書を来期に提出する（決議2002/18）。

六 その他の人権問題（議題六）

1 兵器・小火器

ユアン前専門委員（Sik Yuen, モーリシャス）が人権と大量破壊兵器に関する作業文書（E/CN.4/Sub.2/2002/38）を報告した。生きる権利、拷問を受けない権利、健康への権利、ジェノサイドの禁止などの関連する権利を挙げ、大量破壊兵器の使用は、人道法の見地からその無差別の使用、正当な軍事目的の遂行からの逸脱した使用、環境への影響を与える使用などは禁止されると考えるべきで

あること、軍事大国五カ国が対人地雷禁止条約に参加していないこと、核兵器や劣化ウラン兵器の問題、大量破壊兵器に関する国家の責任や処罰や賠償の問題を取り上げた。来年はユアン氏が拡大最新版作業文書を提出する（2002/113）。NGOは湾岸戦争時のイラクへの劣化ウラン兵器使用の問題などを取り上げた。また、イラク政府代表も大量破壊兵器について米・英の政策を批判した。

小火器の問題については、フレイ代理委員が人権と人道的規範の見地から、その貿易、携行、使用の問題に関する作業文書（E/CN.4/Sub.2/2002/39）について報告した。毎年五〇万人が小火器によって殺され、一〇〇万人が負傷していると推計されていることを紹介し、小火器と軽量兵器の移転の統制、国家が国際人権・人道法規範に合致するよう小火器に関する国内法を整備することを勧告した。ザルギ委員は、国際法は国家主体のみに関して発展してきたが、小火器の不正取引における非国家主体責任を考えれば国際法は非国家主体について関与するよう発展すべきと述べ、複数の委員が、小火器の製造の責任や子どもに簡単にアクセスできる問題を指摘した。来期はフレイ委員が特別報告者として準備報告を用意する（2002/25）。アムネスティ・インターナショナルは小火器と軽量兵器の移転が国連で登録されるべきと述べ

た。スリランカ政府やコロンビア政府代表はフレイ文書を歓迎し、小火器と軽量兵器の不法な製造、移転、使用の規制の必要性を訴えた。

2 テロリズム

クーファ特別報告者（ギリシャ）がテロリズムと人権に関する発展報告書（E/CN.4/Sub.2/2002/35）を紹介した。九月一日のテロ攻撃によってこれまでにない問題が生じてきたこと、テロリズムに対するパニック的な対応と措置の国際人権法・人道法上の問題をあげ、追加的発展報告が必要であると述べた。多くの委員が一致して、テロ行為は正当化されえないこと、テロリズムの原因の究明が必要であること、反テロ措置によって人権が損なわれてはならないことが語られた。来期はクーファ委員が二〇〇一年の九月一日のテロ攻撃後にとられた各国の措置の調査を含めて追加的発展報告を用意する（2002/24）。NGOも反テロ措置の問題を数多くとりあげ、エジプト政府代表は特にクーファ委員の報告に歓迎の意を表した。

3 女性

ワルザジ委員が特別報告者として、伝統的慣行と女性

および少女の健康への影響に関する六回目の報告書（E/CN.4/Sub.2/2002/32）を紹介した。女性性器切除、尊属殺、強制婚姻の問題は、女性がそのコミュニティの社会・経済・文化・政治的生活で完全で対等な一員とされるまで根絶されることがないこと、国家が政治目的でこういった慣行を利用すべきでないこと、刑事罰を用意すべきであることなどを述べ、またパキスタン政府が女性の法的地位に影響を与えている立法の改正に努力していることを報告したことを歓迎した。スーダン政府代表は女性性器切除の慣行の廃止に取り組み成果を上げつつあり、慣行を廃止する努力への国際的支持を歓迎すると語った。国連人口基金（UNFPA）は、一四二カ国の発展途上国で女性を教育しているUNFPAのリプロダクティブ・ヘルスケアへの拠出金をアメリカ（声明では名指しを避けていた）が出すのを中止した問題を取り上げた。これによりUNFPAのサービスが不可能になり、二〇〇万人が望まない妊娠をし、八〇万人が中絶をし、四七〇〇人が妊娠中に死亡し、六万件の重大な妊娠期の病気が発生し、七万七〇〇〇人の幼児が死亡することになると訴えた。

ワルザジ委員は現代奴隷制作業部会の議長・報告者として、その二七会期報告書（E/CN.4/Sub.2/2002/33）を

報告した。子どもの虐待、奴隷条約等への加盟や必要な法整備、人身売買・債務労働・児童労働・強制労働・現代奴隷制問題のための国連任意信用基金、一五歳以下の少年をラクダレースの乗り手にする問題などについて述べた。決議(2002/27)は満場一致で採択され、国家は児童労働に関するILO一八二号条約に加盟すること、初等教育の義務化と無償化、人身売買が人権侵害であり犯罪化することなどが求められた。

一九九二年以来続いて討議されている組織的なレイプ、性的奴隷制等に関する決議については、今回の決議も日本の従軍慰安婦問題に関連して考える余地は残されていると考えられるが、特定国決議ができなくなった背景もあり、微妙な問題になりつつある。横田委員は二〇〇〇年以來の「特定国決議」が人権小委でできなくなつたことを強調し、日本政府に対して直接的な行動を求め、決議を人権小委が行ったかのような誤解を生む報道が日本の複数の報道機関よりなされている、と会期中に遺憾の意を表した。今回の決議(2002/29)は、人権高等弁務官への報告書の提出を求め、武力紛争時の性犯罪の処罰の確保や人権教育、歴史的記述の正確さ等について言及している。日本政府のアジア女性基金事業による民間の対処に批判的な複数のNGOが、意見表明や各国政

府や委員へのブリーフィングなど多くの働きかけをしながら日本問題に関する討議の継続を働きかけた。決議案(E/CN.4/Sub.2/2002/L.41)は韓国の朴委員が提案者の中心となり、横田委員を含め一九人が共同提案者となつて無投票で採択された(2002/29)が、決議案と決議は大きく変化したものになった。決議案は朴委員を含め一四名の委員が共同提案者となつていたが、その前文における日本問題を多く取り扱った過去の文書への言及は削除されたほか、「教科書」という日本を想起させる言葉は削除されるなど、簡素なものになった。また、北朝鮮が日本政府の従軍慰安婦問題での人道に対する罪への法的責任の追及を求める声明を行ったが、横田委員は特定国決議の問題をあげて制する場面もあった。この問題に取り組んでいる韓国や日本の複数のNGOの声明では、従軍慰安婦問題、日本政府が強制的に軍の性的奴隷にする目的でアジアの国から少女を集めた問題について、日本政府が法的責任を否定していることを批判し、二〇〇〇年一二月に日本軍の性的奴隷に関する国際裁判法廷を東京で開き、戦時下のシステムの性的奴隷が人道に対する罪を構成するとして法的義務を求めたことを紹介し、日本政府が早急に謝罪し賠償しなければならぬこと、人権高等弁務官の報告が継続されるべきであることなどを述

べた。また、多くのNGOが、紛争下でたくさんのカシミール女性がレイプされている問題を取りあげた。今回の人権高等弁務官の報告(E/CN.4/Sub.2/2002.28)では、武力紛争時のいかなる形態の性的奴隷や性的虐待も国際人権法と人道法の重大な侵害にあたること、武力紛争が性的暴力を増加させること、防止や懲罰の措置が必要であること、武力紛争時の性的暴力と性的奴隷の行為への不処罰を終わらせるために政治的意思と国際社会、政府、NGOによる行動が必要であることなどが述べられている。

モトク委員がヒトゲノムに関する普遍的宣言と人権の問題に関する作業文書(E/CN.4/Sub.2/2002/37)を紹介した。法的枠組みとしてUNESCOのヒトゲノムと人権に関する世界宣言がガイドラインになるべきであること、ヒトゲノムは人類の財産であるが、特にクローニングや知的所有権の問題があることを述べた。専門委員からは、ヒトゲノム研究の成果はすべての人々が利用できるべきで、商業利用には問題があること、国家が中絶を強要できないことは不可欠であり、障害者差別を招いてはいけないこと、ヒトクローンを禁止する条約の必要性などが述べられた。来期、モトク委員が拡大作業文書を用意する(2002/114)。

4 イラク

イラクの状況については、多くのNGOが経済制裁による女性と子どもへの深刻な人権侵害や湾岸戦争時の劣化ウラン弾の問題を取り上げ、イラク政府自身も訴えていたが、イラクの人々の人道的状況に関する決定が出された(2002/109)。人権小委は国際社会と安保理の経済制裁がイラクの人々の人道状況に深刻な影響を与えていることに再び注意を促し、国際社会とすべての政府がイラクの人々に食料や医療用品などを支給するなど、現状の問題を軽減するよう努力を求めた。この決定については特定国に関わるものであるために、ワイズブロット委員、ハン普森委員、朴委員などは問題のある決議としながらも、コンセンサス(合意形成)には参加すると述べていた。

5 難民

難民の国際的保護に関する決議案については、採択時にやや例外的に委員間で論争が見られた。決議案は朴委員が提出したもの(E/CN.4/Sub.2/2002/L.19)にハン普森委員が大幅に修正した案(2002/L.45)を提出した。この修正案に対しチェン委員(中国)が、「送還により

迫害される明白な恐れがある場合、その領域にその人を送還してはならないという国家の義務を想起する」というノン・ルフールマン原則（強制送還禁止）に関する段落で、一般慣習国際法の一般原則的な文脈を条約上のより制限的な義務へと変える意図と思われるが、「人（ひと、People）」を「難民（Refugee）」（難民条約上の難民）に変える修正案を提案した。この修正案は投票により否決され（賛成九、反対二三、棄権二）、ハンブロン案が無投票で採択された（2002/23）が、北朝鮮からの脱出者の瀋陽総領事館事件をはじめとした事件なども背景にしてか、白熱した議論が委員の間でなされた。

おわりに

第六議題でのNGOの声明は決議がすべて終わった後に時間がとられた。議事運営上そのようになったが、来期は議題の順番を変えて公平を図ることになった。決議が終わってしまったあとで、声明があるのは不自然な感じがしたが、だからといってNGOの意見が反映していないわけではなく、それ以前の委員などへのロビーイングや根回しなどが重要であることを改めて感じることができた。決議にはNGOの意見を取り入れたものが少な

くない。人権小委で繰り返し取り上げられる国や地域の改善が遅々として進まないことも多いが、一方でNGOなどが状況について人権小委で述べることで、世界の監視があることを知らせることの宣伝効果は大きい。当事国も全くこれについて無視することはできず、時にはいらだちながら弁明する姿も多く見られた。わずか三週間の間にも多くの報告書の発表やたくさんの方の決議が出され、今会期はテロリズムの問題、グローバリズムの影響、先住民作業部会の将来、社会フォーラムの船出といった問題が期間中多く取り上げられた。様々な人権への問題と取り組みが起るなかで来期の人権小委における次のステップに期待したい。

注

(1) 人権小委員会は国連の経済社会理事会の主要な下部機関で、二六人の専門家による人権の保護と促進のための研究と人権委員会への提案が任務である。毎年一度会合を持つ際、政府と経済社会理事会との協議資格を持つNGOがオブザーバーとして参加でき、また発言の機会を持つ。専門委員と代理委員(*)は以下のとおり。
Miguel Alfonso Martinez, *Juan Antonio Fernandez Palacios (キューバ); Jose Bengo (チリ); Shiqiu Chen,

*Liu Xinsheng (中) ; Emmanuel Decaux, *Michele Picard (仏) ; Rui Baltazar Dos Santos Alves, *Cristiano Dos Santos (ギンブーン) ; Asbjorn Eide, *Jan Helgesen (ノルウェー) ; El Hadji Guisse (ギネガル) ; Francoise Jane Hampson (英) ; Fried van Hoof, *Lammy Betten (オランダ) ; Vladimir Kartashkin, *Oleg S. Malguinov (露) ; Kalliopi Koufa, *Nikolaos Zaikos (ギリシャ) ; Antoinella-IuliMotoc, *Victori Sandru-Popescu (ルーマニア) ; Florizelle O'Connor (ジャマイカ) ; Stanislav Ogurtsov (ウクライナ) ; Soo Gil Park, *Chin Sung Chung (韓国) ; Paulo Sergio Pinheiro, *Marili Sardenberg Zelter Goncalves (ブラジル) ; Godfrey Bayour Preware, *Christy Ezim Mbonu (ナイジェリア) ; Lalain Rakotoariso (マダガスカル) ; Manuel Rodriguez-Cuadros (メキシコ) ; Abdel Sattar, *Khaled Aziz Babar (パキスタン) ; Soli Jehangir Sorabjee (インド) ; Halim Embarek Warzazi (フランス) ; David Weissbrodt, *Barbar Frey (米) ; Fisseh Yimer (エチオピア) ; Yozo Yokota (横田洋三), *Yoshiko Terao (日) ; and Leil Zerrougui (アルジェリア)。

(2) 人権委員会の決議 (2002/66) では、人権小委が特定国に関する決議や決定を採択すべきでないこと、また、テ

ーマ別決議に関し折衝し採択する際に、特定国について言及することを慎むこと、ただし、人権委員会で審議中でないものや重大な人権侵害など緊急の問題などについては、人権小委が引き続き特定国の状況を討議できることを再確認している。